

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議  
第4回「働き方の改革分科会」

平成19年5月8日(火)  
17:00~19:00  
共用第8会議室(6階)

議 事 次 第

【議 事】

1. 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議  
の各分科会における検討状況について
2. 働き方の改革分科会における議論の整理について
3. その他

---

(配付資料)

資料1 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議  
各分科会の検討状況

資料2 「働き方の改革分科会」における議論の整理(中間報告骨子案)

## 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議

### 各分科会の検討状況

#### 1 基本戦略分科会

第1回：2月27日、第2回：4月11日

○諸外国（特にフランス、スウェーデン、ドイツ）の家族政策の内容や政策の動きから、何が効果的な対策であるかを検討

- ・フランスやスウェーデンでは単なる現金給付よりも保育・就学前教育に対する公的支出の方が大きい
- ・フランスでは1990年代以降保育対策を強化（支出を増加）
- ・現金給付が家族政策の中心だったドイツも近年政策転換し、保育と育児休業制度の充実を相次いで実行
- ・既婚女性の労働力率が8割程度のフランスやスウェーデンでは、3歳未満児の4～5割が認可保育サービスを利用（日本は2割）

○フランスが日本並みの人口規模・構成だったらどの程度の家族政策の支出額になるかを試算（10.6兆円）

#### 2 地域・家族の再生分科会

第1回：3月13日、第2回：4月9日、第3回：4月17日

○経済財政諮問会議労働市場改革専門調査会第1次報告と「働き方を変える行動指針」策定の総理指示を紹介して、働き方の多様化に対応する子育て支援サービスの課題を整理

- ・多様で公正な働き方が実現していく中で家族の機能が営めるように地域において家族を支援する
- ・多様な働き方の選択肢の中から選択して働くことと、結婚や出産・子育てが二者択一にならないための社会的な制度や地域のサービス基盤整備が課題（特に3歳未満児の保育サービス量の拡大とサービス内容の多様化、弾力化）
- ・どのようなライフスタイルを選択していたとしても共通する家庭において子育てを行うことへの支援

#### 3 点検・評価分科会

第1回：3月7日、第2回：3月28日 第3回：4月10日、第4回：4月23日

○「子ども・子育て応援プラン」の進捗状況の点検

○「継続就業環境整備」、「保育環境の整備」、「育児不安の解消」の3つを重点テーマに、関係省庁からの報告、企業・地方公共団体からのヒアリングなどを実施

## 「働き方の改革」分科会における議論の整理（中間報告骨子案）

### 1 問題の所在

- バブル景気崩壊後の長期不況や国際競争の激化
- 非正規労働者の増加、労働時間の長短二極化
- 子育てに伴う就業継続を断念する女性労働者割合が高水準
- 企業内でのキャリア形成機会の減少
  - ワーク・ライフ・コンフリクトの増大
  - 結婚や子ども数に対する国民の希望と現実が大きく乖離（労働力減少の本格化）
- 従来の商取引慣行等による企業における働き方の見直し努力の限界

### 2 目指すべき「働き方の改革」

#### (1) ワーク・ライフ・バランスの考え方

- ワーク・ライフ・バランスとは、労働者が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や家族のライフステージに応じた多様な希望の実現を可能とすることである。このワーク・ライフ・バランスを実現することにより、安心して子どもを育てることができるようにするなど、将来の社会を担い、支える国民を応援する社会環境の整備を図る。このようなワーク・ライフ・バランスの実現には、企業と労働者の双方が協調して「働き方の改革」を推進することが必要不可欠である。
- また、「働き方の改革」により、労働者が自己実現を図る環境を整えることを通じて、仕事におけるモチベーションを高めると同時に、効率的

な仕事の進め方等労使の自主的な取組みによる生産性の向上を一層図り、企業と労働者を含めた家族の双方にとってメリットのある社会を形成する。

## (2) 「働き方の改革」の方向性

- 個人の家族形成・維持が可能となるよう、就業による経済的自立の支援を図る。
- 労使の自主的取組等を通じて、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図り、家族が共に触れあう時間を確実に増加させるようにする。
- 個人や家族の置かれたライフステージに応じて、多様な働き方を自己選択できるようにする。
- 家族との協力の中で、ワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、個人としても中長期的な観点から、自らのキャリアを切り拓くことができるようにする。
- 国民の働き方についての意識や企業の行動を変えるために、「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び政府における「働き方の改革を推進する行動指針」の策定について検討する。
- 「働き方の改革」を推進するに際しては、地域の労使団体の積極的な参画・協働を基本とし、これに国や地方自治体の資源やネットワーク等を活用した、地域におけるワーク・ライフ・バランスを具体的に推進する枠組を構築する。

## 3 「働き方の改革」としての支援施策

- (1) 家族形成を可能とする経済的自立に向けた支援の推進
- (2) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた労使の自主的取組等の促進
- (3) 地域における「働き方の改革」を具体的に推進する体制の構築
- (4) 「働き方の改革」の推進に向けた社会の仕組みの見直し

## 4 まとめ

政府においては、この議論の整理（中間報告）に盛り込まれた提言のうち、予算措置や法制度の見直しが必要な措置については早急に検討に着手すべきである。